

四日市市告示第246号

四日市市耐震診断義務化沿道建築物補強設計事業費補助金交付要綱の一部を改正する要綱を次のように定める。

令和3年4月1日

四日市市長 森 智 広

四日市市耐震診断義務化沿道建築物補強設計事業費補助金交付要綱の一部を改正する要綱

四日市市耐震診断義務化沿道建築物補強設計事業費補助金交付要綱（平成30年四日市市告示第135号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(用語の定義)</p> <p>第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 及び(2) (略)</p> <p>(3) 耐震改修 耐震改修促進法第2条第2項に規定する耐震改修、<u>耐震改修に代えて行う建替え又は除却をいう。</u></p> <p>(4) 耐震診断義務化道路 三重県建築物耐震改修促進計画<u>又は四日市市耐震改修促進計画</u>に記載された道路。</p> <p>(5) 通行障害既存耐震不適格建築物 耐震改修促進法第5条第3項第2号<u>又は同法第6条第3項第1号</u>に規定する通行障害既存耐震不適格建築物。</p> <p>(6) 耐震診断義務化沿道建築物 耐震改修促進法第7条第2号<u>又は同条第3号</u>に規定する要安全確認計画記載建築物として、その敷地が避難路に接する通行障害既存耐震不適格建築物で昭和56年5月31日以前に新築の工事に着手した建築物。</p> <p>(7) 及び(8) (略)</p> <p>(補助率及び補助金の額)</p> <p>第4条 補強設計に係る1棟当たりの補助金の額は、補強設計に要する費用の<u>5/6</u>以内とする。</p> <p>2及び3 (略)</p>	<p>(用語の定義)</p> <p>第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1) 及び(2) (略)</p> <p>(3) 耐震改修 耐震改修促進法第2条第2項に規定する耐震改修。</p> <p>(4) 耐震診断義務化道路 三重県建築物耐震改修促進計画に記載された道路。</p> <p>(5) 通行障害既存耐震不適格建築物 耐震改修促進法第5条第3項第2号に規定する通行障害既存耐震不適格建築物。</p> <p>(6) 耐震診断義務化沿道建築物 耐震改修促進法第7条第2号に規定する要安全確認計画記載建築物として、その敷地が避難路に接する通行障害既存耐震不適格建築物で昭和56年5月31日以前に新築の工事に着手した建築物。</p> <p>(7) 及び(8) (略)</p> <p>(補助率及び補助金の額)</p> <p>第4条 補強設計に係る1棟当たりの補助金の額は、補強設計に要する費用の<u>2/3</u>以内とする。</p> <p>2及び3 (略)</p>

第1号様式を次のように改める。

年 月 日

四日市市長

申請者

住 所

氏 名

電話番号

四日市市耐震診断義務化沿道建築物補強設計事業費補助金交付申請書

四日市市耐震診断義務化沿道建築物補強設計事業に伴い、補助金_____円の交付について、四日市市耐震診断義務化沿道建築物補強設計事業費補助金交付要綱第5条第1項の基準に基づき、関係書類を添えて申請します。

関係書類

- (1) 事業計画書（別紙1）
- (2) 収支予算書（別紙2）
- (3) 補強設計費用の見積書の写し（申請額の積算内訳がわかる書類）
- (4) 耐震診断書の写し
- (5) 区分所有又は共有の建築物等の場合は、補強設計の実施について所有者間で承認されていることが確認できるもの（総会議事録・同意書等）
- (6) 建築物の登記事項証明書（所有者の住所・氏名等を証明できる書類）
- (7) 付近見取り図
- (8) 配置図、平面図、断面図（階数がわかるもの）
- (9) 建築物外観写真（対象建築物がわかるもの）
- (10) その他、市（町）長が必要と認める書類

別紙1（第5条第1項、第6条第1項関係）

事業計画書（当初・変更）

1. 対象建築物の所有者（法人の場合は会社名等、区分所有又は共有の場合は代表者）

--

2. 対象建築物の概要

名称	
対象建築物の住所	〒 ー 三重県
用途	
構造・階数	造 地上 階 地下 階
延べ床面積	m ²
建築年月日	昭和 年 月頃着工

3. 事業に要する経費

項 目	金額欄
①実際に補強設計に要する費用	円
②補強設計に要する費用の上限額※	円
③補助限度額【①と②の低い方×補助率5／6】	円
④補助申請額	円

（注）変更事業計画書の場合は、変更前の計画を上段に括弧書きし、変更後の計画を下段に記載すること。

※補強設計に要する費用の上限額の算出について

対象建築物	補強設計に要する費用の上限額
2,000 m ² 超の建築物	(対象建築物の延べ床面積-2,000 m ²) × 1,050 円/m ² + 1,000 m ² × 1,570 円/m ² + 1,000 m ² × 3,670 円/m ² (※)
1,000 m ² 超～2,000 m ² 以下の建築物	(対象建築物の延べ床面積-1,000 m ²) × 1,570 円/m ² + 1,000 m ² × 3,670 円/m ² (※)
1,000 m ² 以下の建築物	対象建築物の延べ床面積 × 3,670 円/m ² (※)

※ 第3者機関の判定等の通常の補強設計に要する費用以外の費用を要する場合は 1,570,000 円を限度として加算することができる。

4. 事業期間（予定日）

事業着手	年 月 日頃
完了	年 月頃

5. 補強設計者

設計者氏名	
設計者住所	
電話番号	— —
資格	() 建築士 () 登録 第 号
	事務所名 () () 知事登録 第 号
講習会修了番号	

別紙2（第5条第1項、第6条第1項関係）

収支予算書（当初・変更）

収入の部

区 分	金 額	備 考
四日市市耐震診断義務化沿道建築物補強設計事業費補助金		
自己資金		
借入金		
その他		
合 計		

支出の部

事業区分	金 額	備 考
合 計		

（注）変更事業計画書の場合は、変更前の計画を上段に括弧書きし、変更後の計画を下段に記載すること。

第6号様式を次のように改める。

年 月 日

四日市市長

申請者

住 所
氏 名
電話番号

四日市市耐震診断義務化沿道建築物補強設計事業費補助金実績報告書

年 月 日付け第 号により補助金交付決定の通知を受けた四日市市耐震診断義務化沿道建築物補強設計事業費補助金の計画について、下記のとおり事業が完了したので、四日市市耐震診断義務化沿道建築物補強設計事業費補助金交付要綱第8条第1項の規定により、報告します。

記

- 1 対象建築物の名称
- 2 対象建築物の所在地
- 3 完了の年月日 年 月 日
- 4 添付書類
 - (1) 対象建築物の事業実施報告書（別紙1）
 - (2) 補強設計結果報告書（別紙2）
 - (3) 補強設計契約書及び領収書の写し
（補助金の請求及び受領について委任する場合にあっては、「領収書の写し」を「補助事業完了明細書（別紙3）」とする）
 - (4) 補強設計図（配置図、平面図、立面図、断面図、各階伏図、軸組図、補強詳細図、改修特記仕様書）
 - (5) 要綱第3条第2項による耐震判定書の写し
 - (6) その他、市（町）長が必要と認める書類

別紙1（第8条関係）

対象建築物の事業実施報告書

1. 対象建築物の所有者（法人の場合は会社名等、区分所有又は共有の場合は代表者）

--

2. 対象建築物の概要

名称			
対象建築物の住所	〒	—	
	三重県		
用途			
構造・階数		造 地上	階 地下
			階
延べ床面積	㎡		
建築年月日	昭和	年	月頃着工

3. 事業に要する経費

項 目	金額欄
①実際に補強設計に要する費用（実績額）	円
②補強設計に要する費用の上限額※	円
③補助限度額【①と②の低い方×補助率5／6】	円
④補助申請額	円

※補強設計に要する費用の上限額の算出について

対象建築物	補強設計に要する費用の上限額
2,000㎡超の建築物	(対象建築物の延べ床面積-2,000㎡) × 1,050円/㎡ + 1,000㎡ × 1,570円/㎡ + 1,000㎡ × 3,670円/㎡ ^(※)
1,000㎡超～2,000㎡以下の建築物	(対象建築物の延べ床面積-1,000㎡) × 1,570円/㎡ + 1,000㎡ × 3,670円/㎡ ^(※)
1,000㎡以下の建築物	対象建築物の延べ床面積 × 3,670円/㎡ ^(※)

※ 第三者機関の判定等の通常の補強設計に要する費用以外の費用を要する場合は1,570,000円を限度として加算することができる。

4. 事業期間

事業着手	年	月	日
完了	年	月	日

5. 今後の予定

耐震改修	予定期間	年	月	日～	年	月	日
	耐震改修に要する費用						千円（概算）

別紙2 (第8条関係)

補強設計結果報告書

1. 補強設計者の概要

設計者氏名	
設計者住所	
電話番号	— —
資格	() 建築士 () 登録 第 号
	事務所名 () () 知事登録 第 号
講習会修了番号	

2. 補強計画策定年月日

補強計画策定 年月日	年 月 日
---------------	-------

3. 補強設計の方針

--

4. 補強設計の概要

--

年 月 日

補助事業完了明細書

申請者

住 所

氏 名

私は、補助金額が確定した後、補強設計に要した費用から補助金額を差し引いた金額を下記の補強設計事業者へ支払います。

なお、差引金額を支払った後、補助金の請求については、同補強設計事業者が行います。

記

補強設計事業者

所在地	
会社名	
代表者名	

附則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

(危機管理監危機管理室)